

確認検査業務出張費規程

株式会社J建築検査センター

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「(株)J建築検査センター確認検査業務手数料規程」(以下「手数料規程」という。)第12条の規定に基づき、(株)J建築検査センター(以下当機関という。)が実施する確認検査業務に係る出張費について、必要な事項を定める。

(出張費の計算方法)

第2条 出張費は、当機関の最寄事務所からの最も経済的な通常の経路及び方法により出張した場合の交通費及び日当等を加味して定める。

- 2 前項にかかわらず、業務上の必要または天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張をすることが困難な場合は、第3条に定める出張費に代えて、その現にとる経路及び方法によって計算した交通費を加味して出張費を計算する。
- 3 検査日程を勘案し、宿泊を要することとなる場合は、当該宿泊費実費相当額を加算する。

(出張費)

第3条 出張費は、検査員等職員1名につき別表に定める。

- 2 申請者の申し出により最寄の事務所以外の事務所を特定して検査を行う事とする場合においては、当該特定された事務所からの距離等に該当する地域区分による出張費とする。
- 3 申請者との協議の上、同一申請者による複数の検査対象物件について、半日を単位として連続して検査を行うことができる場合においては、当該複数の検査対象物件を一の物件として第1項から前項までの規程を適用することができる。この場合地域区分の適用については当該複数の検査対象物件のうち、算定起点より最遠の物件に属する地域によることとする。

(出張費の見直しと改定)

第4条 前条の出張費は、適宜見直しを行い改定することができる。

附則 この規程は、平成18年7月27日より施行する。

制定：平成18年06月20日
改定：平成19年06月04日
改定：平成20年06月20日
改定：平成21年03月16日
改定：平成22年06月28日
改定：平成22年10月13日
改定：平成24年06月01日
改定：平成29年04月10日
改定：平成30年04月01日
改定：令和元年06月01日

別表 交通費、出張費として

◆検査手数料に加算される出張費（検査員 1 名につき）（単位：円）

〈渋谷支店・八重洲支店〉

地域区分	地 域	出 張 交 通 費
地域 : A	東京都内、神奈川県内 千葉県内、埼玉県内	2,000
地域 : B	群馬県内、栃木県内、 茨城県内、山梨県内	15,000
上記以外の地域 当機関からの距離 (km)		出 張 交 通 費
地域 : C	300 以内	35,000
地域 : D	300 - 500 以内	20,000 + 交通手段による実費
地域 : E	500 - 750 以内	30,000 + 交通手段による実費
地域 : F	750 を超える地域	40,000 + 交通手段による実費

〈大阪支店〉

地域区分	地 域	出 張 交 通 費
地域 : A	大阪府内、兵庫県内、京 都府内、奈良県内	2,000
地域 : B	滋賀県内、和歌山県内	15,000
上記以外の地域 当機関からの距離 (km)		出 張 交 通 費
地域 : C	300 以内	35,000
地域 : D	300 - 500 以内	20,000 + 交通手段による実費
地域 : E	500 - 750 以内	30,000 + 交通手段による実費
地域 : F	750 を超える地域	40,000 + 交通手段による実費

検査対象面積が 2,000 m²を超える場合で、必要と認める場合においては、検査員と補助員の 2 名となり、2 名分の割増料金を加算いたします。